

豊川市監査公表第22号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年11月13日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

随時監査の結果に基づく措置通知書（教育委員会学校教育課）

監査実施期間 平成26年 9月 8日から

豊川市監査公表第36号分

平成26年10月17日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 日本スポーツ振興センター共済掛金を学校長が徴収しているが、学校長は、当該徴収事務の分任出納員に委任されていないため、改善されたい。</p>	<p>1 平成27年4月1日付にて、左記の公金事務を取扱う全職員を分任出納員に任命した。</p> <p>また、複数人の分任出納員が分任出納員印を共用する際の取扱いとして、領収書作成時に分任出納員印及び私印を押印するよう義務付け、公金取扱者を明確にした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年9月24日現在のものである。